

地鳴り

発行1980年12月1日 第2巻第3号

金大中氏への死刑判決を弾劾する！……………1

イラクの侵攻を撃退しイラン革命を
反帝・反イスラム保守の階級戦争へ

……………3

電々合理化と技術革新

公労協戦線の闘いの強化に向けて(上)

大沢勝治……………10

■書評/「戦後特殊教育 その構造と論理の批判」

〈共育共生の原理〉をさぐる中で——

神岡淳一……………18

伊藤律問題とこれを論ずる主体について

梶西建……………23

金大中氏への死刑判決を弾劾する

全斗煥一派の戒厳普通軍法会議は9月17日午前、金大中氏に死刑を宣告した。また、文益煥、李信範、徐南同氏ら23名に懲役20年から2年の刑を宣告した。

日本政府は判決直後、在ソウル大使館からの連絡として判決を明らかにし、死刑宣告の根拠は内乱罪の適用、国家保安法については「政治決着」をふまえて適用されなかった、と発表した。

ところが、同日午後、政府は、午前の発表をひるがえし、死刑判決の根拠は不明、判決の根拠は判決理由全文を入手しないとわからない、と声明した。

それでは、判決文は、死刑判決の根拠をどのように述べているのか。

判決文はまだ出来上がっていない。判決はくだしたが判決文はこれから書くという。ならば、「判決要旨」と目すべき当日の裁判官発言は？ これまた発表なし。

日本政府は、判決文が出来上るのを待つ、判決文入手

ア
ピ
ル



に努力する、という。しかし、その前に、先ず「判決要旨」を入手したら？ 入手には努力しない、と。

その後、韓国政府は、判決文は発表しない、と通知。従って、(金大中氏の国外での言動は問わない)という「政治決着」に判決が抵触していかないのかどうかは不明。

そして、11月3日、今度は、高等軍法会議が金大中氏の控訴を棄却。勿論、棄却理由も明らかでなければ、一審判決の中味も明らかにされていない。「政治決着」への抵触(もつとも、「政治決着」そのものも全くの反動だが)はまた不明。

これらの事実、金大中氏らへの裁判の性格、それに対する日本政府の態度をはつきりと示している。

第一に、金大中裁判は、裁判という形式にも媒介できなく、全く露骨な政治的弾圧そのもの、政治裁判の本質の直接的露見である。

第二に、日本政府の立場がいよいよ鮮明になった。国内「世論」と「政治決着」の経過に気を使いながらもなんとか全斗煥を支える、これが日本政府・日本帝国主義の立場である。

かくして、我々の(何をなすべきか)はいよいよ明白である。

10月25日、光州蜂起に対して、死刑5名、無期7名、20年〜5年163名の判決攻撃が加えられた。

我々は、全斗煥反革命と日本帝国主義、米帝国主義に

対する闘いの決意を強固に、在日朝鮮人民との連帯を強化し、日帝の全斗煥へのテコ入れ阻止・日帝追及の場所的任務を全うすることを誓う。我々は、光州蜂起をひとときも忘れない。光州青年の英雄的な決起は、日本人民、朝鮮人民が日本全土、朝鮮全土に実現すべき(未来)である。

金大中氏への死刑判決弾劾！ 光州蜂起への弾圧を許すな！！ 日帝の全斗煥支援に痛打を！



イラクの侵攻を撃退しイラン革命を 反帝反イスラム保守の階級戦争へ！

九月二十二日、イラク軍は国境全域にわたりイランへの電撃侵攻を開始し、イラク・イランの国境紛争は全面戦争へと拡大し、双方とも相手側政権の打倒を戦争目的に加えるにまで到った。

「イラン革命」の進展に驚ガクするアメリカ帝国主義と、アフガン侵攻により泥沼にまきこまれたソ連官僚制過渡期国家が、イラク・イラン戦争を自陣営の強化に最大限に利用しようとしていることは明らかである。

我々はこうした勢力による「イラン革命」の圧殺と抑制をイランの革命的大衆がはねのけ、「イラン革命」がイスラム保守主義の制約をのりこえ、徹底した人民革命の水路を切り拓くことを期待する立場から、イラク・イラン戦争の歴史的特質を明らかにする。

米ソ均衡体制の崩壊と戦争準備

イラク・イラン戦争はパックス・ルッソ・アメリカカーナ

としての、米ソ軍事対立⇨均衡体制が崩壊したことを雄弁に物語っている。資本主義対「社会主義」の政治的、軍事的、経済的対立を軸とする戦後世界構造は、アメリカ帝国主義のベトナムでの敗退とそれを契機とする産油国の台頭など「後進諸国」人民の前進、他方における中ソ対立、ベトナム・カンボジア戦争、中国・ベトナム戦争など過渡期国家群の分裂と対立の深化により、ズタズタに切り裂かれ、幻影と化しつつある。

米・ソ両国は双方の対立を自陣営でのヘゲモニーの確立と国内体制の締めつけのために最大限に利用し、「共存」体制を創りあげて来たのである。核軍備競争に集約される「体制間対立」とは同時にそれぞれの体制における階級闘争への死をもつてするどう喝にほかならない。こうした静止的な死による均衡が荒々しく撃ち破られ、世界のいたる所で民族的・人種的・宗教的衣装をまとった階級闘争の前進がみられるのだ。

「後進諸国」の階級闘争の進展に対し、米ソ両国は一方で「経済援助競争」を展開しつつ、他方で武器輸出を要とする軍事援助を行い、「新植民地主義体系」によりこれら諸国への実質的支配力を保持し続けようとしている。武器輸出とは、日本、西独の高度成長の前に後退を続け、「世界の憲兵」の役割を縮小再生産せざるをえないアメリカ帝国主義にとっても、官僚的抑圧のもとに停滞する経済に苦悩するソ連官僚にとっても、国内経済矛盾を緩和しつつ、対外支配力を再編強化しうる唯一の手段である。

とりわけOPECによる石油カルテルの成立と石油産業の国有化により「産油国」が急速に台頭した七〇年代以降、米ソ両国は中近東諸国に重点的に最新鋭の武器を輸出し、軍事同盟を結んだのである。これら諸国は百億ドルの単位で武器を購入したが、もとより武器の選択は政治の選択でしかない。武器輸出は軍事顧問団と恒常的部品の補給により完結する。米ソ両国はこうしたヒモによる遠隔操作により「独走」を制約しうると期待していたのだ。

戦争開始時には、イラク側はソ連製の戦車二六〇〇台、ミグ21、23型戦闘機など三二二機の航空機を所有し、二十四万人の兵力を誇るにいたっていた。

他方、イランは親米親帝路線をとっていたパーレビ国王の時代、「ペルシャ湾の憲兵」をめざし、強力な軍事とした米帝の戦略はアラブ産油国に混乱をもちこみ、米帝のアラブ支配力をむしろ損うものであった。エジプト、オーストリアを除くアラブ諸国は、とりわけアラブ産油国はパレスチナ人を多数かかえており、また宗教上からも和平に踏みきるにはあまりに「パレスチナ問題」にかかわっていたからである。

さらに七九年暮れのソ連のアフガン侵攻、イスラムゲリラとの戦闘の拡大もアラブ内部の分裂と対立を激増させ、民族主義的「社会主義」政党バース党は、親ソ派のシリア党とアラブ主義のイラク党に完全に分解した。フセインは反帝民族主義を核とするイランの「シーア派革命」の衝撃をそらすためにも、サウジアラビアに接近し、ついにバクダド・リヤド枢軸の親帝アラブ民族主義・アラブ排外主義が成立したのである。

イラク・イラン戦争で、両国は米・ソの武器を使用しながら、その統制を完全に離脱し、それどころかイラクは反ソの立場を、イランは反米の立場をより鮮明に出すことにより支持勢力を集集させようとしてきている。米ソが同盟関係を維持・強化する目的で行って来た武器輸出がブーメランの如く自らにはねかえっているのだ。

まさに七〇年代の米・ソ均衡体制の崩壊と武器輸出をテコとする再編過程は、同時に民族的対立を戦争にかりたて、戦争を現実的「解決形態」として準備してきた過程であった。「戦争」が露呈して来たのであり、世界の

力を構築していった。米国製のF4ファントム、F5戦闘機、対戦車用ヘリなど四四五機の航空機や戦車一一二五台を持ち、とりわけ「ペルシャ湾」を制覇しうる海軍力（駆逐艦三隻、ミサイル積載フリゲート艦四隻など総数九三隻の艦艇）がその石油輸送路をおさえる戦略から強化されていた。

しかし、こうした米・ソの武器輸出と軍事顧問団の派遣による同盟関係の維持・これら諸国の「独走」の阻止策も、荒々しい階級的、民族的闘争の激化の前にはもろくも崩れざるをえないものであった。「イラン革命」はエジプトと共同して、親米路線のもと中近東を両側から締めつけていた「ペルシャ湾の憲兵」を、ホルムズ海峡を封鎖し資本主義社会へのエネルギー供給パイプを切断を威嚇する者へ一転させたのである。またソ連のイラクへの軍事援助はフセイン体制を強化し、かつてのエジプトと同じく地主をかねる部族長・土着支配者層は国内体制の安定化と、とりわけ石油輸出の急増と共に右傾化し、ソ連ばなれを開始したのである。

米・ソの中近東への介入や侵出はそれら諸国の民族主義を台頭させると共にその民族的合従連衡を激成させたのである。

七八年のキャンプ・デービッドでのイスラエル・エジプト単独和平はアラブ民族主義を分裂させたのみか、中近東で最大の軍事力を有するエジプトと枢軸をつくらう

総ての国家が戦争に身構え始めたのだ。

イスラム民族主義の分解

イラクとイランの民族的、領土的、宗教的対立は根深いものがある。

七世紀におけるアリア系ペルシャ民族（ササン朝ペルシャ）とセム系アラブ民族（サラセン帝国）との対立はその後イスラム教内における少数異端派シーア派と正統多数派スンニー派の宗教上の対立として受けつがれて来た。

パーレビ時代のイランは、イスラエルとアラブ諸国との対立・戦争の局外者の立場をとり、イスラエルに石油を供給し続け、アラブの「石油戦略」に打撃を与えていた。また、イラクからの分離・独立闘争を続けているクルド族に対してパーレビは一方では武器を供給するとともに、他方では、それをイラクとの取引き利用したものである。一九七五年には、パーレビは、クルド族支援停止をきり札にイラクにイランのシャトル・アラブ川の領有権を承認させ、さらにホルムズ海峡の三島、大・小トンプ、アスムサ島を武力で占拠した。しかも、イラン南部のフゼスタン州などの住民の多数はアラブ系であり、かれらに対してもパーレビは抑圧策をとってきた。

イラクにあっても国民の50〜55%がシーア派だといわれ、しかもイスラムの聖地メッカにつぐ、シーア派の聖

地はイラクのナジヤフにある。(マホメットのいとこでかつ娘むこにあたる四代目カリフ、アリーの墓地の所在地であり、ホメニイ師も一時イランから追放された際に滞在し、イラク政府から再追放されたいわくがある。)しかもイラクのバース党政権はスンニ派で固められており、そうした事情から「抑圧されたシーア派の解放」を叫ぶ「イラン革命」に対して危々を持ち、国内のシーア派への締めつけを強化して来た。このホメニイ師の「シーア派革命の輸出」はイラクと同様、国内にシーア派が多い湾岸諸国の部族長支配体制にとっては、かれらが奉ずるイスラム平等主義、反近代主義の主張により、大きな脅威になった。こうしたアラブ土着支配者の支持をとりつけ、アラブの盟主たらしめるフセインは「シーア派革命阻止」ホメニイ打倒、「領土回復」をうち出し、親帝民族主義の立場を鮮明にしたのだ。こうして、石油資源の国有化と価格の急騰を背景とするアラブ諸国の民族主義的合従連衡は、米帝やソ連の思惑を越えて進行し、イラク・イランの戦争へと結実したのである。

イラク・イラン戦争と米・ソ戦略

資源ナショナリズムとして台頭した中近東の民族主義は宗教的対立、劇的な国内体制の近代化とその反動、国境を越えたパレスチナ人の移動、部族長支配の危機などをはらみながら進行する階級闘争に突き動かされ、米ソ

争が膠着し、軍事的手づまりにおち入り、イラクがソ連との軍事的同盟関係の残さいをも一掃し親帝アラブ主義の立場に純化し、他方イラン内部にも親帝近代化派・パニサドル大統領派が権力を握り、人質問題と資産凍結の解除・軍事援助とを取り引きするのも次善の策ではあるのだ。それゆえ当初から米帝はこの戦争の拡大を阻止し、局地戦に限定させることに全力をあげたのだ。

この戦略に基づき、米帝はまず「厳正中立」をうたいつつ、先進六カ国(英独仏日伊)による「ホルムズ海峡の安全航行のための国際艦隊の創設」を提唱し、さらに第七艦隊を「ペルシャ湾」に集結させ、しかもサウジアラビアにE3A早期警戒管制機(AWACS)を緊急配備し、イランのホルムズ海峡封鎖を封じこめる態勢を作りあげたのである。

戦争が帝国主義諸国の期待を裏切つて長期化しつつある現在、米帝はサウジアラビアなどをとうしてイラクを間接的にあやつりながら、イランに対しても軍事援助再開をエサに外交攻勢をかけ、ソ連の介入を阻止しながら、この戦争がもたらす果実を一人占めせんとしているのだ。(中近東における米帝の代理人、イスラエルとエジプトはむしろ次善の策である戦争の膠着化こそ望ましい。それはアラブ民族主義の分解、パレスチナ支持派と平和拒否戦線の分裂をもたらすからである。)

ソ連スターリニト指導部にとって、イラク・イラン戦

の世界戦略の枠組みをつきやぶり、民族主義的戦争を産み出したのである。

フセインは米ソにも対抗しうるアラブの団結を叫び、「アラブ民族憲章」を唱えながら、親帝民族主義諸国を結集し、ホメニイ体制打倒、アラブ領土回復を打ち出し戦争につき進んだのである。かれは「イラン革命」によりイラン軍が解体状態にあると把握、旧パーレビ残党バザルガン等の反革命と結託し、手引者としながら短期決戦を目論んだのである。

フセインの戦争目的はその領土的要求には一定の根拠はあるものの、まったく侵略的なものであり、イラン人を一致団結せしめる作用をもたらした。だから、フセインが期待したようなアラブ系住民の反乱や、イラン軍の自壊・クーデタは起きなかつたし、イラン人民の激しい反撃や抵抗の前に長期戦に引きずり込まれてしまったのである。

イラクのこうした野望はパーレビ体制の壊滅により最も打撃を受けた米帝にとって、そのアキレス踵である「大使館人質問題」を解決する絶好の機会を与えるものとして大歓迎なのである。四月二十四日の「人質奪還のための軍事行動」の失敗によりその政治的軍事的威信を失墜させられた米帝にとって、中近東戦略を再編強化しうる機会が訪れたのだ。米帝にとってイラクが軍事的に勝利し、ホメニイ体制が一掃されるのが最善ではあるが、戦争はみずからの戦略の功罪を露にし、対応をさらに困難にするものである。「後進国」の既存支配権力との親ソを唯一のメルクマルとした軍事援助をテコとする同盟関係の形成という戦略はイラクにおいても失敗し、ソ連の中近東での立場を弱めている。「後進国」における「社会主義」を表明する民族主義的政権はまったく過渡的なものにならず、革命の進展により打倒されるものではない。しかし、革命の進展より自陣営の国際外交上のコマ数がふえることに利害をもつ官僚指導部にとってこの戦略は不可避なものである。ましてや、農業問題に悩み、経済成長の停滞に直面する彼らにとって武器輸出は軍事予算の重圧を軽減しうるものでもあり、これからも踏襲せざるをえないしろものである。

ソ連製の兵器と兵器が、ミグとミグが闘う状態に対しては無力なソ連は逆になります世界的軍事態勢の構築へとむかわざるをえないのである。だが政治的失敗を軍事力の強化で補いつくすことは出来ない。ポーランドにおける労働者階級の活性化による官僚的支配への痛撃や、アフガンゲリラの攻勢という左・右からの挾撃は、国際パワーポリテイクの駆使というにはあまりに自らの体制の存亡にかかわつて来ているのだ。こうした状態におけるイラク・イラン戦争に対して、ソ連は事態を静観せざるをえず、ただアフガン問題が後景化したことに唯一のなぐさめを見いだしているのだ。

今やイラク・イラン戦争は双方の石油施設を破壊しながら長期化し、次だいに非産油帝国主義を締めあげ始めており、帝国主義諸国は政治的、軍事的、経済的干渉の機会を待ちかまえている。この戦争は米・ソが準備すると共に、米・ソの統制を撃ちやぶったイスラム民族主義のうねりとして噴出し、同時にイスラム民族主義を急速に分解させつつある。アメリカ帝国主義はレーガン体制にむけ、軍事的政治的侵略態勢を強化することにより失地回復をうかがっている。

イラク・イラン戦争と我々の立場

イラク・イラン戦争は、我が「新左翼」諸党派にとつて、その歴史認識と実践的立場を試練するものである。我々の時代の本質的課題——過渡期における帝国主義が資本主義体制の延命のため、「後進国」に一定の政治的独立を容認し、かつ周辺資本主義として再生産構造にとりこむ「新植民地主義体制」を新たな生存条件としている。「後進国」革命としての「社会主義革命」が政治革命としても資本主義の止揚としての社会革命としても根底性を失い、官僚的過渡期国家が成立したことによりマルクス主義が国家学化し体制学化してしまい、革命主体に深刻な制約を与えるにいたったこと。この帝国主義と過渡期国家の制約を受けながら、資本主義的近代化と旧来の共同体の激しいせめぎ合いを軸としながら宗教的民

族的色彩をまとい、進歩と反動が不分離な階級闘争の大きなうねりが、「共存的な世界」をおそっている。——をつきだしえていようか。

たとえば中核派はイラク・イラン戦争を「米帝によるイラン革命圧殺の侵略戦争である」と規定し、対極にあるかに見えるカクマル派は「イラク—イラン戦争反対、米ソの軍事的介入を許すな」と擬似平和主義的主張をしている。両者に共通に欠落していることは、「後進国」における階級闘争の独自の進展である。

中核派の主張にあつてはイラクは完全に米帝の手先となり、独自の国家的民族的利害（それは米帝を利するものではあるが）は無視されてしまふし、アラブ民族主義の台頭と分裂の大きな意義は抹殺され、またイランもその民族的利害から「米帝との妥協路線」が台頭する可能性はあらかじめ掃き捨てられているのだ。「古典的帝国主義論」を機械的図式的にあてはめることにより帝国主義と「後進国」間の「侵略か民族解放か」をめぐる戦争に単純化されているのだ。

他方、カクマル派にあつては世界は二大陣営の対立——体制間矛盾によって規定されており、局地戦は米・ソの代理戦争（たとえばベトナム戦争）として反対すべきものである。イラク・イラン戦争も決してかかるドグマが該当するものではないのに、依然として「戦争反対」なる革命的立場を欠落した主張をなす所に、現実の階級闘争

から学ぶことのないカクマル派の観念的本質が表出している。

「イラン革命」もカクマルにとつては、「疎外からの解放の自覚」が無いゆえ、取るにたらないものなのである。しかし、双方がたがいに似まいとして純化し、結局、根本では同型なのである。まさに、イラク・イラン戦争が示したものは、そうした静止した観念的世界史ではなく、民族主義の衣装をまとった巨大な階級闘争のうねりであり、米・ソの均衝支配体制が音をたててくずれさつていく現実なのである。

我々は、イラク・イラン戦争を「イラクによる民族主義的反革命的侵略戦争」と規定するが、だとすれば、第四インターの諸君の様に「イラクによる反革命戦争からイラン革命を防衛せよ」なるスローガンをかかげるべきであろうか。

そこに欠落しているのは、革命的主体形成の立場である。現在のイラン指導部（ホメイニー—バニサドル体制）は、「イラン革命」の進展を、民族主義的、イスラム的枠組におしとどめようとしている。それは、不可避にクルト族との対立・抗争をまねき、左翼への弾圧を強行せざるをえない。まさに、「イラン革命」は、未完の革命なのである。「イラン革命」が、その民族主義的、イスラム的枠組を突破しなければ、クルト族やアラブ系住民との民族的対立・アラブとの領土問題を真に解決することは出

来ないのだ。

しかし、「イラン革命」が革命たるゆえんは、旧支配者に対する徹底した対応であり、その一掃である。それは、末端における人民の武装と新たな自治組織や「工場委員会（シヨール）」として結実している。イラン左翼は、イラク・イラン戦争を単なる「イラン革命防衛戦争」としてではなく、人民革命の進展をかかげ、「革命の継続」をかかげて戦いぬかねばならない。イラクのイラン攻撃は、民族主義的侵略戦争であり、アメリカ帝国主義をも利するものである。イラン人民は、イラク侵攻軍の撃退を、反帝反イスラム保守主義の階級戦・イラン革命の発展として闘い抜こう。

電々合理化と技術革新

大沢勝治

首切りの上に築かれた繁栄

帝国主義と対決する労働運動を、とりわけ青年労働者に依拠しつつ、職場での反職制闘争の戦闘的展開を通して実現するために、資本・当局のプログラム・労務政策を知っておくことは不可欠である。敵のプログラムに反撃するわれわれの力量が小さい場合、われわれの内部の戦闘力が分散するのを避ける意味でもそうであるばかりでなく、敵のプログラムの他の部分ではなくて中心的部分をゆさぶっていく上でもそうである。

ひとまずわれわれは、労働運動の労資協調化・右傾化の中でそれでも組合員大衆の良心がいくらか脈うっている公労協グループに即して、右の点を追求してみよう。下部の左翼バネを失っていない国労と、技術革新・近代化を通して左翼バネを解体させられている全電通とはかなり違っているが、ひとまず後者について検討する。

止の反合理化闘争を鮮明にしなければならなくなっているのである。

首切りの事実はない。全電通は昭和三二年締結した「合理化の進展に伴う基本的了解事項」の第二項で「企業合理化の進展に伴ない、諸般の措置を講ずることによって、職員等の『首切り』のごとき事態を到来させない」との約束を行なっている。以来今日まで、合理化の進展によって全電通の組合員の中に首を切られたものは存在しない——全電通・民同はこう断言する。(新聞『全電通』第一七五五号・第二面、80年10月4日付)。この断言は『週刊文春』誌が本年、カラ出張・ヤミ超勤への協力や当局からの慰労金受取を暴露したことに對する反論の中にもある。

首を切られた者はいない——これは本当であろうか？

隠されている首切りの事実

われわれの知っているだけでも、現職の分会長解雇が四国・関東に二件(それぞれ交通事故・経歴詐称がその理由)、企業外政治闘争、刑事事件の有罪による解雇が近畿に五件、関東に一件(いずれも懲戒免職)、九州に一件(分限免職)、同起訴・休職中の解雇が東北に一件、最近では三里塚闘争での起訴段階で解雇された者が近畿・東北に五名居る。全電通書記局内部の組合員解雇でさえ、関東・東京にそれぞれ一件あるという。69年当時の大阪

「華麗なる独占」下、随意契約と称して関連企業数十万人のファミリーを形成してきた黒字企業・電電公社は、戦後日本の第一次・第二次高度経済成長を通して、技術革新・合理化を推進しつつ、職員数に比しても圧倒的な労働生産性を実現した。この過程で、加入電話の完全充足を達成し、非電話系「サービス」へ発展する一方、これへの抵抗の突出部分への解雇・大量の配置転換・「要員交流」の日常化・新技術の訓練を、きめ細かい「近代的労資関係」を通して確立した。社会主義の学校のはずだった労組は、下部の左翼バネを失って職員組合化され、新日鉄を上廻る事業収入に対しては何はともあれ協力、収支差額の分配要求だけを存在理由とするようになった。今、低成長下での門戸開放・自由化要求、随意契約廃止・黒字分の国庫上納という内外の圧力がかかっている。ここでわれわれは、改めて過去の首切り合理化と、その際の「議決案件」化という逃げの手を許さない・配転阻

中電マッセン・ストでも解雇者が居るし、春闘処分にも解雇者が多数出た(68年の荻窪訴訟・東海訴訟等)、このような隠された首切りはきわめて多い。

本当に、首切られた者は居ないのか？

全電通・民同の右の断言を次に詳しく検討してみると、もつと大きな隠された首切りが発見される。これは六、六〇〇名の首切りである。

まず、昭和三二年に締結された了解事項は、五項目あって断言のとおりその第二項の「首切りのごとき事態を到来させない」となっている。これは、78秋闘で12月12日に労資間で交されたメモと同一文である(これによって、第六次決戦は中止)。また、これと同様の国鉄労資間の労働協約もある(「雇用の安定等に関する協約」の第二項「機械化等の実施に伴って、本人の意に反する免職及び降職は行わない。——71年3月2日。『施設関係協約・協定集』)。こちらは配置転換でさえ「配転後において本人が配転前の職場への復帰を希望する場合は、要員需給等を勘案し、できる限り復帰できるようにする」(「国鉄近代化等の実施に伴う配置転換に関する協定付属了解事項」、71年5月20日)となっている。

首は切らないという協約

さらに全通には、62年締結の「郵便事業施設改廃計画の協議に関する基本的了解事項」の「第一条」に、同計

画は「関係職員の労働条件に影響を与える場合があるの
で」「事前に組合に提示して協議する」という労働協約
がある。電々労資間にも同様の覚書（四六中党第一〇号、
71年7月20日）があるが、これらは事前の協議（あるいは
「説明」）のみで、首切りはしないというものではない。
しかし全通には、61年6月14日締結の「電通合理化に伴
う職員の身分の取扱いについての確認事項」がある。そ
の第一項は「電通合理化によって過員を生じた際、その
過員を理由としては、本務者を解雇する措置は行なわな



い」となっているのである（以上、郵政省人事局『有効
協約協定類集』昭和54年1月現在）。
これら電々・国鉄・郵政の「解雇制限」協約は、現実
に人員員が過剰でも企業は首切らないことを保障する
ものなのであるか？これら企業が、首切りは致しませ
ん、と敢えて公言するところにこそ、実際は本当に首切
りがあるのではないだろうか？そうでなかったら、なぜ
企業はない、ないと言う必要があるのか。
たしかにこれら協約は、職場・事業所レベルでの労働
者の要求と闘いによって結晶させられた、残る職場・事
業所もこれに見習い到達すべき一成果である。戦後日本
の一時期の「無協約時代」（註1）にももちろん、電々
労資の奴隷協定Ⅱ6・25協定時の、中央を上廻る地方協
約の「整理」にあつても、協約は防衛されるべき対象で
あるそれは階級闘争の成果そのものである。

続々と退職?!

しかし、協約が存在するだけでは、それが実行される
は限らない。階級闘争の成果であるということから明ら
かなとおり、経営対労働者の力関係が現実の実行如何を
決定する。力関係が弱いならば、協約は死文化されるの
である（註2）。

実際に第1表を見てみよう。

特別給付金とは、64年7月2日に公布、施行された電

話交換の自動化措置法によって、「過剰要員で退職する
者」に支払われた基準内賃金の8ないし10ヵ月分の一時
金である。電々公社の第三次五ヵ年計画は、電話交換の
自動化（とくに地方の中小都市）をポイントとするもの
であつたが、同「計画において発生する過員は、郵政省
と公社を合わせて三万三〇〇〇名にのぼり、「全員を
円滑に措置することは極めて困難であつたため」自動
化（自動改式、自動即自化）に際して過剰となり、しか
も措置困難となる電話交換要員のうち自発的に退職した
いという希望者に対しては、国家公務員等退職手当法第
五条に基づく退職手当のほか特別給付金を支給して退
職の円滑化を図り、もって公社の計画遂行の促進を図る
というものであつた、というのである（『日本電信電話公
社25年史』下、四〇九ページ77年12月）。

この七、六一六名の郵政省「退職者」のほか、電々公
社の自動化措置法による「退職者」の数については、第
2表を見てほしい、75年度（76年3月末まで）までに六
六四名である。実に「自動化措置法は両者を合計した
一万四三〇〇名にも及ぶ電話交換要員の円滑なる退職に
多大の貢献をなしたのである」（同、四一四〜五ページ）

一応は反対した全電通

この「円滑なる退職者」は、「自由意志に基づく退職
希望者のみ」であり、「強制にわたるような強い勧奨な

どは一切行なう考えはない」と国会答弁もされた（電々
公社職員局『電信電話労働運動史』昭和38年・39年 六
八六ページ）。
第3表は電話交換職員・総職員数を示している（43年
度の2等級が急増しているのは、対前年度の年令増が平
年並み（50歳）であることや、2等級と3等級の合計がや
はり対前年度で急増のないことからみて、新採Ⅱ3等級
の急増だけということと考えられない。等級決定に関す
る職務分類基準の変更があつたためと思われる）が、最
大の「貢献者」があつた41年度以降、42年度から電話交換
職員数が減少を始め、従つて42年度からは女子職員数が
増加ストップ、43年度は減少さえしていることがわかる
のである。

さすがの全電通も、これに対しては「過剰電話交換要
員の退職を余儀なくするものであり、合理化に関する基
本的了解事項およびこれに基づく要員問題についての交
渉経過を無視するものである」として反対にまわつた程
である。団交でも全電通は「紛争を激化する如き」本件
に強く抗議し（38中記第83号、63年9月10日）、翌年公労
委に団交拒否と不当労働行為救済の申立を行なつた。全
電通は「これを『電話自動化首切り法』と名づけ」、その
内容が「事実上電話交換手の余剰人員の整理」だと主張
した（第17回定期全国大会報告書（三）『自動化首切り
法』の闘い）2ページ。だが、同法が国会で成立すると

公労委もとり下げ、以降の歴史から抹殺してしまった。
ここでわれわれは次の二点を確認し、先へ進もう。

退職という名の首切り

第一に、右に見た「自発的」自由意思による「退職者」は、近年の沖電での希望退職者募集・その締切り後の指名解雇よりも一見ソフトでありながら、実質上同じ解雇であつて、とても退職ではありえない、ということである。第2表の「要措置数」が下一桁まで算出されていたことからすれば、指名解雇と何らかわらない、とすら言えるのである。後の自動改式時に職場の抵抗が強く、この「指名」があつても退職せずに、乙特社員として残ることのできた労働者はごく僅かであつた。そもそも自発的に自由意思で退職する労働者が四桁も一年間に、強制も勧奨もなしに現われるなど、あり得ないことである。

第二に、この「自動化措置」が沖電の解雇と類似しているのは、いわゆる整理解雇に相当する点である。およそ解雇なるものは全て経営者の都合で行なわれるものであつて、労働者側の意に必然的に反するものであるが、いわゆる整理解雇は経営者の経営存続上の都合が客観的なもの、とされている。つまりは損益分岐点を下げることなのであるが、国鉄定員法もこれに相当するし、この「退職」法も同様である。そして何よりも、こうした整理解雇があり得るならば、そもそも「解雇制限」協約

化・技術革新の方をみていくことによつて、これを跡づけてみよう。

電々の第一次五ヶ年計画から推進された合理化で最も重要なものは、53年3月の水戸電報局改式をはじめとする電報中継の機械化である。電報中継の機械化は、旧来のモールス通信方式の、機械による印刷通信方式への変更である。通信速度が著しく向上し、かつ電報の中継過程での人員をきわめて削減できるところから、中心局と統括局、加入局相互の中継交換網、印刷通信回線の増設や整備を公社は推進した。これによつて「過剰人員」は五、二〇〇名となつたが、「著しい事業の拡大により全体として相当数の増員を必要とする状況にあつたこと等から、原則として人員整理は行わない方針を採つた」という（『25年史』下、三八〇ページ）。

当然にもこの電報中継の機械化は、激しい地方合反闘争をひき起した。58年11月29日に中継機械化された名古屋中電によつて、津報話局は、一日の電報取扱数が八千から二千に激減した。東海通信局によつて出された大量の配置転換計画に対し、津報話局では服務線表協議が非妥協的に行なわれ、年休問題もからんで管理者糾弾の激しい闘いが巻き起つたのである。

(続)

など全く無意味だということである。

六千人の配転

さて次に、右に見た自動化に伴う過員一万七、五〇〇名は、他方では配置転換六、二〇〇名(36%)で「措置」されたことである。この六、二〇〇名を含む配置転換数は、年次別にみると第四表のとおり、54年から75年までに一〇九、八八六名である。配置転換「以下の」要員交流が、貸借役等で日常的に行なわれていることを考えれば、この数字は過少に示されているのであるが(実際、この貸借役はドンブリ勘定で、全くの御都合主義で行なわれており、是近では千葉・成田局の開局が、新局への配転拒否のために、貸借役のみでひとまずは行なわれた、ということすらあつたという)。

先に見た基本的了解事項は、合理化の進展に伴つて首切りのごとき事態を実際に到来させた、という文字どおりのインチキである。同事項の「諸般の措置を講ずることによつて」とは、配転によつてという意味だとすれば、自動化の場合36%だけはこれが講じられたのである。そしていうまでもなく、この配転は合理化推進のためのもう一つの「貢献」をなすものであり、合理化推進「技術革新としての新技術導入過程と、極めて、密接な連関をなしているのである。第4表で66年の自動改式等が大きな教値を示しているのは当然であるが、この合理

(註1) 労働省労政局によれば50年当時、協約を有する組合は、37・2%、組合員数では44・9%だった。

(註2) 「なお、強力な力を保有する組合は、よき協約がとれない限りは無協約状態において行動の自由を保有しておこうとした」組合もあつたことは、これと同じことを指すものと考えられる(藤田若雄「労働組合と労働協約」一四九ページ)。

〈第1表〉 郵政省における特別給付金受給退職者数の推移

年度	昭39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	計
特給金受給退職者数	179	543	602	1,042	874	907	699	634	598	656	481	401	7,616

(『日本電信電話公社25年史』下巻415頁 77, 12, 20)

(第4表) 配置転換実施状況

区 分	自 動 改 式 等	新電話局 建 設	無 線 搬送関係	在日米軍 関 係	そ の 他	合 計	
第1次5カ年計画 (昭28~32年度)	3,171人	1,113人	1,080人	1,196人	2,267人	8,827人	
第2次5カ年計画 (昭33~37年度)	9,988	4,361	4,336	1,543	4,961	25,189	
第3次 5カ年 計 画	昭38	2,928	1,384	1,282	77	1,111	6,782
	39	2,723	994	1,197	36	1,079	6,029
	40	2,740	1,529	1,027	47	1,499	6,842
	41	3,509	1,848	1,138	15	1,992	8,502
	42	2,161	1,984	908	0	2,636	7,689
計	14,061	7,739	5,552	175	8,317	35,844	
第4次 5カ年 計 画	昭43	1,625	1,786	1,148	189	1,997	6,745
	44	495	776	866	30	3,560	5,727
	45	173	853	897	188	3,846	5,957
	46	67	134	914	43	3,306	4,464
	47	72	225	1,017	121	4,024	5,459
計	2,432	3,774	4,842	571	16,733	28,352	
第5次 5カ年 計 画	昭48	86	111	933	0	4,049	5,179
	49	0	27	816	0	2,327	3,170
	50	0	70	944	0	2,311	3,325
総 計 (昭28~50年度)	29,738	17,195	18,503	3,485	40,965	109,886	

(『日本電信電話公社25年史』下巻393頁)

(第2表) 公社における自動化措置法制定後現在までの実施状況

区 分 年 度	① 要 措 置 数	② 措 置 可 能 数	③ 給 付 金 対 象 者 数 (①-②)	③ の 内 訳		⑥ 退 職 率 (④/③×100)
				④ 給 付 金 受 給 退 職 者 数	⑤ 残 過 員 数 (③-④)	
昭39	1,201人	456人	745人	400人	345人	54%
40	3,096	1,487	1,609	1,141	468	71
41	4,110	1,749	2,361	1,429	932	61
42	3,058	1,238	1,820	1,137	683	62
43	1,996	797	1,199	721	478	60
44	907	214	693	485	208	70
45	894	127	767	556	211	72
46	394	48	346	219	127	63
47	486	58	428	164	264	38
48	583	70	513	192	321	37
49	370	0	370	110	260	30
50	435	2	433	110	323	25
計	17,530	6,246	11,284	6,664	4,620	69

(『日本電信電話公社25年史』下巻414頁)

(第3表) 等級別電話交換職員数及び総職員数

	電話交換職員数				総職員数		
	1 等 級	2	3	計	男	女	計
40	3,063	16,454	3,382	53,340	15,894	69,696	228,642
41	3,119	16,231	3,583	55,180	16,682	70,553	237,377
42	3,696	15,908	3,399	53,601	17,539	70,624	246,023
43	2,604	45,384	4,996	52,984	18,480	70,367	255,173
44	2,415	44,723	4,869	52,007	19,359	70,519	264,109
45	2,350	44,361	5,204	51,915	20,168	70,919	272,604
46	2,214	43,349	5,866	51,429	21,060	71,291	281,895
47	2,129	42,375	6,666	51,170	21,541	72,780	288,193
48	2,241	42,246	6,764	51,251	22,323	74,553	297,787
49	6,495	38,112	6,058	50,665	22,905	75,438	304,443
50	5,792	38,565	4,676	49,033	23,487	77,512	312,384
51	5,348	38,244	4,164	47,756	23,886	79,989	318,875
52	5,216	38,419	3,584	47,219	24,239	80,607	323,005
53	4,842	38,340	3,269	46,451	24,638	80,687	327,069

(電通共闘「指定統計年報」79年版 2頁、8頁より作製)

〈共育共生の原理〉を

さぐる中で――

神岡淳一

現在、各地で、「障害」児の親、あるいは「障害」者自身が、隔離別学の教育体制に抗し、地域の学校への就学を要求し、それは、共育共生の運動として、大きな拡がりを見せている。

一方、それに立ちほだかるかたちで、文部省は「五四義務化」を施行し、また日共・全障研を中心とした勢力が、それを補完するものとして共育共生の運動に敵対している。

このような状況の中で、共育共生の立場で活動している日本臨床心理学会から出されたのが本書である。

その内容は、三部構成で、第一部では第二次大戦後の特殊教育に焦点をあてて、それを歴史的に総括し、第二部では、彼らのかかわって来た心理学の領域での判定の論理と構造を総括し、第三部において、イデオロギーとしての発達論に、とりわけ発達保障論に対しての根底的批

判を試みている。

近代公教育とは何か

少し詳しくその内容にたち入ってみよう。

第一部「近代公教育における特殊教育―別学制度の本質とその批判」では、第一章で、まず「養護学校義務制度化をめぐる基本問題」として、四点の整理をしている。

「養護学校義務制度化」が「共に生き共に育ち合うありかたを拒否する新しい差別社会」を形成するものだ、と規定し、そのもとで行なわれる「障害児・者」に対する「判定」が、専門性、科学性、「民主制」の名のもとに行なわれようと、それは「排除の論理」であることを見抜く。そして「義務制度化」政策が、この七〇年代になぜ展開されるに到ったかの問題点を、政府の教育、福祉政策の側面から分析している。さらに「義務制」をめぐる諸運動を行政側、社会党系、日共系、全障連に焦点をあて、そのめざすものを点検し、又、本書の執筆者たちの立場（日本臨床心理学会の研究活動）を明らかにしている。

第二章「戦後特殊教育制度の成立と政策」では、日本の近代公教育体制は、憲法、教育基本法体制だとし、そのことなく「人と人との間にある差異性に着眼した発達の教育論」へ、はまり込んで来た、とする。また、ここでは、「障害者の教育権」論の批判的検討として「発達保障論」、「共同教育論」、「学校選択権論」をとりあげている。

第四章「近代公教育制度と『校区』」では、「障害者」や、その親たちが、こだわる「校区」の意味と意義を、世界的にはフランス革命に逆のぼって検討し、さらに日本における歴史をふりかえっている。そして、近代公教育制度における「校区」は教育における支配の論理と共生の構造の「両義性」をもつとし、「共育共生の原理」のなかでもつ「校区」の意味を考察している。

判定とは、発達とは何か

第二部「判定の歴史と論理―その批判的検討」は、十章構成であり、その一章一章を検討するには、紙面に余裕がないので更に要約すると、次のようになる。

第一章―第四章では、第一部が、教育制度としての戦後特殊教育の歴史を検討したのに対し、心理学領域での第二次大戦以降の検討を行っている。とくに「精神薄弱教育」に焦点をしぼり、日本の第二次大戦後のそれは、アメリカ占領下におけるアメリカプラグマティズムの影響下に出発したとしている。そして、マーテンス、三木安正等の順応主義的「精神薄弱」観が定着したとする。

これは「近代資本制国家による教育支配の体制」であり「批判的に対象化さるべきもの」だとしている。そのような体制のもと、別学体制として特殊教育制度が確立されたとし、一九四〇年代に部分的に実体化し（盲、聾等）六〇年代に「合理化」と能力主義的再編が行なわれ、七〇年代に入って「近代公教育制度の実体的完成」としての「養護学校義務制度化」が行なわれたのであると展開する。そして「義務化」批判の諸潮流の論理と運動を「学校選択権論」「近代公教育体制批判論」「養護学校義務制度化阻止論」として前二者への批判的検討をくわえている。

第三章「近代公教育における別学体制の論理」では、まず「障害者」差別が、かならずしも特殊資本主義の所産とはいえない側面があり、歴史貫通性のあるものがあるとして、資本主義体制打倒即差別解消という論が、基底環元論だとしている。そして「平等論」（基本的人権論）を問題にし、近代法体系としての権利と平等の本質を検討し、「平等論」の近代的性格と限界を、あきらかにしている。「近代平等権」は、もともと「共生原理を前提」としてこなかったとして「障害者の権利」論者が、決定的に欠けているのは、その持つ近代的限界への認識不足であると論じている。そして「教育における平等論」にも、これら「共生の視座」が欠落していたとし、これら「平等論」が「人間と人間との共同関係性」に向う

また、それらの影響下で、特殊教育が職業教育として位置づけられて来た経過に論及し、その対象児を判別する基準としてIQが機能して来た、としている。そして、その「判定基準」も変遷をとげて来ており、その中で「発達診断表」は、戦後判定思想の具現だとしている。かくして確立された「IQ判定万能時代」下で、高度成長の結果としての教育、福祉政策は、「親のねがい」等に対応しつつ、「全員就学」に向い、「就学相談」の名のもとに行なわれる「判別」を基準とする「義務化」に到る、と展開している。

第五章では、その「選別」の道具として使用されているウエクスラー式知能テストの「知能、精薄」観を批判する。

第六章では、ゲゼル、津守らの「伝統的発達診断」批判として「発達診断」が果す役割は、「遅退児」をくくり出すことだ、とする。その結果、「子供たちはひたすら統一され標準化された保育、教育課題の対象としてのみ位置づき、親、教師、専門家など大人の操作・管理の対象」となり、「この構造の中で『発達診断表』は、社会化」される、としている。それが、「標準的児童、保育像として抑圧性」をもつのだ、としている。

第七章「『発達保障論』的発達診断法批判」では、その特徴として、それが発達段階の提示だけでなく「障害のとりくみ」(実践性)まで提示するところにある、と

第三章「発達論のイデオロギーの本質」では、第一部第二部で論述された内容を、発達論にしぼり、そのイデオロギー性を検証していく。

第一章「近代教育と発達」では、「能力観」発達観」とし、「能力」とは何かを明らかにする。そして、「マルクス主義的発達論」を、粗上にのせ、その「マルクス主義的発達論」発達保障論」が、被抑圧者の側に立っていないことを検証する。

第二章「発達保障論の構造」で、その背景と役割を明らかにする。

日本臨床心理学会編

戦後特殊教育 その構造と論理の批判

共生・共育の原理を求めて

- 第一部 近代公教育における特殊教育
- 第二部 判定の歴史と論理
- 第三部 発達論のイデオロギーの本質

*執筆はそれぞれ岡村達雄・嶺井正也、篠原睦治、山下恒男。

社会評論社

一九八〇年四月三〇日。三五〇〇円

している。しかも、それは発達至上主義に陥り、「近代知性主義に収れん」される、としている。そして「『発達保障論』的障害教育観は、近代市民社会の『市民的要求』にもとづいて成立してきたスタイルを持っているだけに、その『進歩性』『革新性』を標榜し続けているが、実は、その『市民的要求』が現実的要求として必然的に含みこむ能力主義的イデオロギーのゆえに、まわりまわって資本主義イデオロギー国家を補完していること」になる、と批判している。

第八章では、「親のねがい」が運動として出発した過程をたどり、それが能力主義的に整序されると、それに呼応する形での行政側の対策を検証している。

第九章では、「地域の学校へ」運動を、六〇年代後半から始まった「学籍獲得運動」が、「普通学級入級運動」となり「判定」によるふりわけを拒否した親の「共生・共育」願望が顕在化した過程として、個々の事例をひきながらふりかえる。そして、その「共生・共育」願望を拡大共同化する経過に、専門家としてかかわった日本臨床心理学会の果たした役割に論及する。そして、現在、「共生・共育」願望が「義務化阻止運動」として鮮明化した、とする。

第十章、第十一章では、親と専門家との論争を素材にしながら、「共生・共育」の原理が、「地域の学校」でこそ追求されなければならない、とする結論に導く。

第三章「発達論を超えて」では「発達保障」なるものが、ブラックボックスのようなものだとし、「専門家」「科学」なども、同様だとする。そして、ダーウィンの「進化論」を批判的にとらえ、今西理論をヒントにするこにより、「共存原理」をさぐるうとする。

今、もとめられているものは

以上、膨大な本書の内容を、乱暴ではあるが概観して来た。

本書を、通読して思う事は、確かに現在教育をめぐる問題に、特殊教育の側面から深く切り込み、問題点をえぐり出し、文部省(中教審)路線と、それを補完する全障研(日共系)の批判を行い、またその批判内容は、充分、我々を納得せしめるものである。

しかし、あえて言わせてもらえば、本書が、「共生・共育の原理」を求めて、各地の運動を担う「障害」者、親、支援する人々に対して、確信をあたえてくれ、「運動」を理論面で支えうるのか、という疑問である。

「日共系の『発達保障論』は、ブルジョア的(中教審路線)障害観を批判し得たが、未来がない」と批判した本書にも、やはり同様のことがいえるのではないか。つまり「『日共系の障害観を批判しえたが、やはり未来が見えてこない』と言えるのではないかと思う。たとえば、第二部第十一章の結論部分「『共生・共育』の原理は、

地域で、そして地域の学校でこそ、追求されなくてはならない。そこにこそ『障害』を持たないものも生活しているという現実が、あるからである。そこでの学校は、ひとりひとりがお互いの同質性と、異質性に気づきつつ、それゆえに相互関係性を生み出し、そこで喜怒哀楽のトータルティを体験する場であるにちがいないのである。しかしりである。しかし、問われているのは、まさしく筆者のいう「場」として「地域の学校」へ、こだわりつづける「障害」児・者、親、教師、支援者にとって、能力主義によって支配され、荒廃されつくした公教育の場で、では、どうすれば良いのか、ということである。さらに言わせてもらうなら、本書は、「近代合理主義」を批判することは、なし得ている。特に第三部においてそうである。しかし、それはその心情を吐露するところで、とどまっている。

ところで、『現代の眼』十一月号で、津田道夫が、本書を「既制エスタブリッシュメントの嵩にかかって」などと、批判している。津田らに、そんな事をいう資格はないし、本書はそれ程、価値の低いものではない。しかし、社会革命の理論が、大学や研究室では生みだされないのと同様に、「共育・共生の原理」も、大学や研究室で生み出されるものではないのは、自明のことである。本書の筆者たちもいうように、「障害者たちの主体的自立的な告発」に根拠を持つ運動として、自らの生を、

まさに奪われてきた「障害」者自身の怒りを叩きつける運動として、そしてその中から生まれる「共育・共生の原理」として、語られ、実践されない限り、それは、津田らに「ロマン主義」などと言わせることを許すし、「実現する会」などの現実主義、改良主義、中間主義をばっこさせる機会をあたえたいと思う。

現在、「共育・共生の原理」の立場で、活動する、すべての人々に、問われているのは、政治革命、社会革命を念頭においた「組織論」「運動論」の創出、そして実践なのである。共にがんばるしかない。

伊藤律問題とこれを論ずる主体

梶西 建

伊藤律の活動経歴

8月下旬から9月、マスコミ・ジャーナリズムは、伊藤律の生存、帰国を大々的にとりあげた。

「昭和史の裏面の謎を知る男」「戦前戦後の政治史に謎を残したまま中国へ渡った人物」「歴史の証言者」——伊藤律は、このような人物としてその発言に強い関心が寄せられている。

伊藤律は、一九三三年8月(20歳)、共産青年同盟の活動で逮捕、起訴、一高放校。三四年末、出獄。判決(34年4月)、懲役2年執行猶予3年。

一九三九年八月、満鉄調査部入社。

一九三九年十一月(26歳)、東京商大社研の指導で逮捕(のち、共産党再建運動の幹部であることが発覚)。四〇年八月、起訴留保で釈放。満鉄復帰。

一九四一年九月(28歳)、起訴留保の取消し、起訴・留置。四二年六月、保釈出所。四三年十一月、懲役3年の判決。同年十二月服役。

一九四五年八月、拘置所を出所。同年九月、戦後共産党に参加。

一九四六年二月、第五回大会で中央委員兼書記局長。
一九五〇年六月、地下潜行。五一年秋、中国へ密出国。
一九五三年九月、スパイとして除名。五五年七月、六全協、伊藤律の除名確認。五八年七月、第七回大会、除名を再確認。

日共中央委の除名理由

伊藤律の除名を発表した一九五三年九月二一日付の日共中央委員会声明は、その理由を次のように述べている。
「……かれの階級的犯罪行為は、一九三八年(三三年

の誤り」かれが最初に検挙されたときに、敵に屈服して以来、戦前、戦後を通じて一貫してつづけられた。

かれは戦前二度の検挙を通じて、多くの組織と同志を敵に売り渡しただけでなく、その間、獄中においては『鵬翼の歌』の軍歌をつくり、獄外においては『戦時下日本農業生産力の増強について』なる論文を執筆し、帝国主義戦争の讃美者としての役割を果し、戦後釈放されてからは、警視庁のスパイ宮下らと自ら進んで連絡をとっていた。

…戦後、かれが党内で果した反階級的行為は、アメリカの占領という事情によって、さらに政治的となり、単に個々の党組織を敵に売り渡すスパイの役割から、党の政策をブルジョア的に墮落させ党内において派閥を形成して、党の組織の統一を混乱に導き、党を内部から破壊し、米日反動勢力に奉仕することにあつた。……………

…このようなかれの犯罪行為は、党中央委員会の追放という困難な条件を機会に、ますます露骨になり、積極的にスパイを党機関の指導的地位に入れようとしたり、国際連帯の正常な活動を意識的に混乱に陥れようとするまでにいたつた。」

ゾルゲ事件と伊藤律

マスコミ・ジャーナリズムが伊藤律に発言を求めたい

50年分裂と伊藤律

ジャーナリズムが伊藤律に発言を求めている五〇年一五二年問題とは、いわゆるコミンフォルム・ソ連共産党の日共平和革命論批判をめぐる徳田、野坂、伊藤、志田ら主流と志賀、宮本ら反主流の対立。コミンフォルムの批判点についてはすでに実践的に克服されているとした『所感』を発表して急速に軍事方針に傾斜していった主流派とその国内指導部における伊藤律と志田重男の対立。在北京の徳田、野坂らへの伊藤律の合流、等、もつぱら当時の主流派の内部動向であり、これら党内闘争において伊藤律が「米日反動のスパイ」として「党を内部からかく乱し、破壊する工作を一貫しておこなつた」とされていることに対する伊藤律の弁明である。

同時代史を語る立場

伊藤律は、マスコミ・ジャーナリズムがとりあげているこれらの問題について、明らかに、発言の義務を負っている。もちろん、現在の健康状態からして、伊藤律がすぐに発言することは出来ないであろう。しかし、伊藤律は、自らがスパイでなかつたとすれば、健康回復後には、なによりも日本人民・階級闘争に対する責任にお

として居るのは、主要には、ゾルゲ事件と伊藤律との関係、一九五〇年一五二年の党内闘争、である。

いわゆるゾルゲ事件とは、コミンテルン情報部員としてソ連共産党に日本帝国主義の動向を報告していたリヒアルト・ゾルゲ(ナチス在日代表)、尾崎秀実(近衛内閣嘱託、満鉄嘱託)らが一九四一年九月に逮捕(三五名、うち十八名起訴)された事件(ゾルゲ、尾崎秀実死刑、無期懲役二名、等)である。ゾルゲ、尾崎秀実らの活動の発覚は、アメリカ帰りの北林トモ(米共産党日本人部)の逮捕がキッカケというのが定説だが、戦後明らかにされた『特高月報』や米占領軍発表(一九四九年『ウイロビー報告』)によると、この北林を逮捕させたのは、伊藤律とされている。肺結核で衰弱していた獄中の伊藤律は、アメリカのスパイを特高に教えることで特高の歓心を買ひ釈放してもらおうと、自分がスパイとにらんでいた北林トモの名を特高に明かした。ところが、特高が北林トモを調べた結果、北林トモは米共産党員であつた。特高は、伊藤律の密告を評価して伊藤律を釈放する一方、北林トモをマーク。不審点をつかめなかつたが一年後に強引に逮捕。北林トモを追及した、というのである。

ジャーナリズムは、伊藤律が本当に北林トモの名を特高に密告したのかどうか、また、伊藤律は、共産党声明の通り、その後はゾルゲ事件の「拡大と証拠のためのため協力した」のかどうか、伊藤律の発言を得たいとする。

いて発言しなければならぬ。

しかし、ゾルゲ事件、五〇年問題において発言を求めるときは、伊藤律だけであろうか。

われわれは先ず、伊藤律にさかんに発言を求めているマスコミ・ジャーナリズムに対して、彼らの主体的立場を問わねばならない。

我々は現代史を語るとき、自らの歩み―自己の歴史―をそのうちに含むのでなければならぬ。伊藤律と同じ「戦前戦後の昭和史」を共有する者が、伊藤律に、戦前における伊藤律の活動を問いただすとき、その問いただしは同時に自分自身にも行わねばならない。一体、オノレは、帝国主義戦争にどのような態度をとつたのか。暗黒の天皇制ファシズムのなかでオノレはどのような位置にあつたのか。共産主義者に対する特高警察の残忍な拷問、虐殺、共産主義者の獄死についてオノレは、何を考へていたのか。

一九五〇年における共産党の地下潜行と党内抗争という「日共の暗い過去」を取りあげるとき、あのときのオノレのことが思い浮ばないのだろうか。戦後激動期においてオノレはどのような役割をはたしたのか。共産党中央委員の一方的追放、幹部逮捕、党機関紙アカハタの発行禁止、職場共産党員の根こそぎ追放、等、米占領軍と政府による共産党弾圧に対してオノレはどのような立場をとつてきたのか。

伊藤律問題を論じているマスコミ・ジャーナリズムの、

伊藤律の〈同時代者たち〉は、これらオノレの一切を抜きにして伊藤律にその戦前と戦後を問いただそうとしている。オノレの「謎」をたなに上げて、「戦前戦後の政治史」の「謎」を解きたいだつて！我々が解くべき「謎」は伊藤律とそれを論じている〈同時代者たち〉全体の「謎」である。

尾崎秀樹の伊藤律追及

兄を死刑で失った尾崎秀樹は、この間、再び伊藤律の追及に活発な発言をしている。例えば、朝日ジャーナル（九月五日号）で尾崎秀樹は、次のように述べている。

「私が彼にいちばん聞きたいのは、兄尾崎秀実を死へ追いやったゾルゲ事件の発覚の端緒を彼が提供したか否かの問題である」そして発覚の端緒だけではなく、その後、尾崎と接近した理由、北林ともが検挙された直後、再検挙された事情、戦後、過去の傷を糊塗するために起こった画策などについても、納得のゆく言葉聞かせてほしい。それは私憤ではなく、歴史を明らかにするための切実な願い」という。

伊藤律が戦後、共産党幹部としての自己の地位を利用して尾崎秀樹らのゾルゲ事件の真相解明を妨害したという事実は、伊藤律がゾルゲ事件に何らかのやましい関係があることを物語っている。尾崎秀樹は戦後、この点を

とにおいて、伊藤律にゾルゲ事件・特高との関係を聞きただすことは重要な意味をもっている。だが、尾崎秀樹は、現在は、大衆文学・庶民文学の評論家に転進し、革命運動とは殆ど無関係の立場にあるとはいえ、かつて共産主義運動に加わった人物であるならば、どうして、伊藤律とゾルゲ事件に関する現下の活発な発言が、伊藤律個人への追及だけにとどまるのであろう。

尾崎秀実は、ソ連共産党・スターリンの独ソ不可侵条約等の対外政策、古参ボルシェビキの大量粛清等の国内政策を具体的に検討してのソ連共産党入党というよりは、ソ連プロレタリアの祖国と固く信じ、日帝の内外人民強圧に対する怒りをバネに〈プロレタリアの祖国〉防衛のための情報活動に力を入れたのであろう。このソ連共産党・ソ連観をはじめ、東亜共同体論等も大いに検討の余地があるとはいえ、尾崎秀実の情報活動は、侵略戦争と暗黒政治に抗する決死的良心の活動であつたらう。

尾崎秀実とゾルゲは、一九四四年十一月、死刑を執行されたのである。だが、最近の尾崎秀樹の発言には、秀実を殺した日本帝国主義・天皇制ファシズムに対する痛憤がない。「肉親の仇を討つ」気持が、天皇制ファシズムに「仇を討つ」ことを内包しない、ただ伊藤律に「仇を討つ」ことであるならば、それは、マクローなきミクロの狭さをまぬがれていない、といわねばならないだろう。

追及してきた。

尾崎秀実の活動が特高に発覚したのは、直接には、特高による宮城与徳への拷問（↓自殺未遂↓自供↓のち獄死）の告白による。そして、この宮城与徳の存在を明らかにしたのが北林トモであるが（出獄後死亡）、尾崎秀樹によると、伊藤律は、釈放されるためのパートナーとして米のスパイとにらんでいた北林トモを密告しただけではなく、これを契機に特高のスパイになりさがり、それによつて釈放された、という。

伊藤律は、尾崎秀樹の質問と疑問に答えねばならない。答えるべきである。

尾崎秀樹によると、伊藤律への追及は、「肉親の仇を討つ」気持、という。

しかし、肉親によるゾルゲ事件の真相解明とは、伊藤律追及につきるということなのであろうか。

尾崎秀樹は、学徒動員から戻った戦後、共産党に入党し、三多摩地方で活動したが、一九五〇年、肺結核で倒れ、その後、七年間、療養所生活を送るハメとなった。

「仇を討つ」対象の狭さ

尾崎秀樹にとつて、伊藤律は兄のゾルゲ事件に関係があつただけではなく、自分が戦後入党した共産党の最高幹部の一人——自分たちの指導者——であつたというこ

立花隆の〈スパイ研究〉

ところで、伊藤律生存のニュースにふれても、伊藤律やゾルゲ事件について知らないものも多かった、という。たしかに昭和二ケタ生まれにとつては、ゾルゲ事件や戦後激動期は、自分と同時代ではない。しかし、〈後〉の時代のジャーナリズムも、〈前〉の時代に対してそれなりの発言をしている。立花隆の『日本共産党の研究』は、伊藤律問題には殆どふれていないが、戦前—戦後激動期の共産党に対する発言としては〈後〉のジャーナリズムの典型をなしている。

立花隆は、戦前共産党のスパイ問題をとらあげ、ススパイM松村こと飯塚盈延にふれている。松村こと飯塚は一九三〇年以降、共産党最高指導部に入り、党の機密は勿論、党員を次々逮捕、拷問に追いやり、ついには、特高との連絡を密に共産党を内部から壊滅に追い込んだスパイである。立花隆も松村が身内に「毛利（特高課長）には……オレが手柄をたてさせてやって、偉くなった一人だ」と述べたことなど、新たに取材した内容なども含め、松村のスパイ活動を追い、松村が戦前最大のスパイだつたと述べている。

そして、立花は、熱海事件（共産党全国代表者会議の検挙。一九三二年十月）で共産党を破壊して姿を消した

“その後のM”を追う。姿を消してのちの「酒と女への、明けても暮れても耽溺」(松村の兄への手紙)。満州生活。妻や娘の水商売の「その金で好きなような生活」(義弟証言)だった戦後。

これらを総括して立花隆はいう。「まさに、その後のM”は無頼派の典型のような生涯を送ったといえる」この純粹無垢に、自由に思うがままに、かつ破滅的に生き抜いた。その後のM”とスパイM”とをどう結びつけたらいいのだろうか。……しかし、あえて、それを結びつけずとも、そこにある、恐ろしい不幸を耐えぬいた一人の男のその後の生きざまを見てとってやることだけで充分なように思える。少なくともここには、生きることの重さを誰よりも深く味わいつつ生きた一人の男がいるようだ」(上巻四八〇〜四八一頁)。

実存趣味者の政治談義

一体全体、立花が賛辞を送っている「自由に思うがまま」の生きざまとは何なのか。松村の〈自由〉の裏には獄中者の〈不自由〉がある。立花自身も別の個所でふれている通り、「さまざまの拷問」に苦しめられ、獄中にある(或いは獄死した)数々の共産主義者の生きざまが、松村の生きざまと表裏一体にある。立花は、松村を語るとき、これら松村に売られた獄中共産主義者の生きざまとの連

伊藤律問題を避ける日共

日本共産党の伊藤律への対応は、

(1)伊藤律を除名したのは、党ではなく、北京の徳田機関である。

(2)除名後の伊藤律を、刑務所に収容してくれ、と中国にたのんだおぼえはない。

(3)党は、55年(六全協)と58年(七回大会)で、伊藤律「スパイ」の除名を確認した、というものである。

これで明らか通り、日共は、伊藤律「スパイ」除名に、二段構造をとっている。先ず、伊藤律除名は自分達には直接関係のない海外でのこと、という。だが、この北京には誰がいたのか。現在の日共指導部はなかったのか。中央委員会議長、野坂参三がいたのではなかったか。

さらに、日共は、除名後の伊藤律の処置については「日本共産党中央委員会が、伊藤律の身柄を中国側に預ってくれと依頼した事実はありません」(日共声明)という。しかし、当時の中国共産党、日共、ソ連共産党の関係からしてそのようなことがありえるだろうか。事実、野坂は9月19日、重い口を開き、「周恩来など中国側の最高幹部とも協議して、伊藤律を『北京機関』からはなし、別のところに住ませ……という結論に、われわれは到達

関を捨象し、酒にひたる松村の小状況に実存趣味的な拍手を送る。「純粹無垢」だって！ ここには、主体の意味をあくまでも〈歴史的场所〉の中でとらえようとしな、立花隆の、そして新世代ジャーナリズムの、弛緩しきった実存が自己暴露されている。

現在の韓国の情勢は、戦前の日本に似ているといわれる。だとするならば、現在韓国の反軍事独裁闘争において、闘いの内部で仲間を密告し組織を壊滅させたスパイがいた場合、このスパイがその後、権力からもらった金も使いはたし妻子の稼ぎに頼って酒に明けくれている時、我々は、獄中で痛めつけられている人々を忘れて、スパイのこの姿に「純粹無垢」を見るのであろうか。命をかけた南朝鮮人民の闘いは、裏切り者・スパイのその後の自堕落にまで自由な生きざまを見出すほどに社会的価値観をもたないものであろうか。

戦後的「繁栄」と管理社会化の中で歴史意識をそう失してマイホーム主義に転落している——そのうらがえしとしての無力感、破滅願望にブレている——連中は、現在の南朝鮮人民の苦闘は勿論、天皇制ファシズム下・戦後占領下の共産主義者の闘いの意味、及び、スパイ問題や伊藤律問題の重要性を理解する内的条件を持っていない。実際、これらの連中の伊藤律への言及は、社会的歴史性をもたない俗悪な興味、乃至は、価値観なき〈生きざまの美学〉でしかない。

したのです」(「赤旗」9月19日)と述べている。査問は協議で決めておきながら、除名後のことについては両者に何の協議もなかったといえるのだろうか。それとも、8月31日付日共声明の、「依頼した事実はありません」の主語である「日本共産党中央委員会」とは宮本顕治のことであって(宮本は当時の中央委員会を一分派としている)、要するに、自分は依頼したおぼえはないという意味なのであろうか。とまれ、日共は、伊藤律の北京での査問、中国での29年に対して自らを間接的関係においたうえで、伊藤律「スパイ」除名を確認する、という。

除名理由を詳説する義務

日共は、伊藤律問題に対し、あらためて従来のスパイ「除名を確認して曰く。もう除名した人物だから関係ない。そして「彼が平穏な老後を過ごしたい」という意味で選ぶ自由……われわれからこれに干渉する性質の問題ではない」(「赤旗」9月14日、宮本発言)という形で、伊藤律にそれとなく〈沈黙〉をすすめている。

だが、スパイ問題は、除名したから関係なし、といった安直な事務的問題ではない。

日共は、伊藤律の党員としての歴史がスパイの歴史であったとするのであれば、伊藤律に〈沈黙〉をすすめたり〈中国の29年間〉関係なし、としたりせずに、おくれれば

ながらも、今こそ伊藤律のスパイ活動の全内容を明らかにしなければならぬ。それは、なによりも人民への義務である。

それとも、伊藤律問題は、路線問題だったのであろうか。

一九四五年から五五年六全協に至る日共の政治路線は、
〈米占領軍＝解放軍、占領下平和革命論〉——〈民族解放民主革命の軍事闘争〉——〈軍事闘争の清算、歌と踊りの民青路線〉へと右往左往したが、この右往左往は、ソ連共産党・スターリンに強く規定されたものであった。

第二次大戦を超階級的に規定（ファッショ「民主」も超階級的に規定）し、米英仏帝国主義を「正義の陣営」としたスターリン路線は、日共の米軍＝解放軍論、占領化平和革命論と不可分（前者の具体化）であり、日共の反米軍事闘争化は、米ソ蜜月の終えん＝冷戦化と不可分である。そして、伊藤律査問、除名の一九五三年秋は、朝鮮戦争休戦の動き等、いわゆる平和共存への移行期であり、これを受けて日共でもいわゆる民青路線移行への下準備がはじまるときであった。五三年9月21日付の中央委員会の除名発表には、スパイ活動の一部として、伊藤律は

五〇年以後、「国際連帯の正常な活動を意識的に混乱に陥れようとするまでにいたった」とあるが、伊藤律の「スパイ活動」が、かかる国際的な路線転換に大きな支障をきたしたということなのであろう。

だが、伊藤律の「スパイ活動」が、組織の密告にとどまらず、政策にまで影響したというのであれば、日共は、いよいよもって、伊藤律の「スパイ活動」の全容を明らかにしなければならず、政策的影響とその克服を、個別指摘ではなく全体的に示さねばならない。

伊藤律＝スパイ＝除名を確認したとしながらも、自己を間接化する宮本一派の対応は、革命的な労働者人民の内部では通用するものではない。スパイ説を確認しながらも、いざという場合にそなえてか（?!）、除名との関係にクツションを置いたり、沈黙を要請したりするのは、〈伊藤律＝スパイ〉を論証できない、路線的にも、自己自身でもあるスターリン主義への断罪をも含めた総括は出来ない、という状態の反映なのであろうか。それとも、それは、伊藤律はスパイだったが、「平穏な老後」を過ごさせてやろうという宮本の超階級的な（?!）取りはからいなのであろうか。

松戸市栄町6の447 蒼志舎

定価 二百円